【藤岡市】住宅改修費受領委任払における申請手順

改修する工事内容や施工業者が決定



介護保険課に対し、ケアマネージャーを通じて下記書類を提出する

- 1. 居宅介護(介護予防)住宅改修事前申請書兼住宅改修費受領委任払申請書【様式第1号】
- 2. 住宅改修が必要な理由書(指定様式)※有資格者が作成
- 3. 当該改修に係る工事費見積書
- 4. 改修箇所の平面図(改修予定内容が朱書き記入されたもの)
- 5. 改修箇所の着工前写真
- 6. 当該住宅改修業者が作成する同意書【様式第2号】
- 7. 住宅の所有者の承諾書(所有者が異なる場合のみ) 【様式第3号】



介護保険課より被保険者・ケアマネージャー等に対し審査結果を通知(連絡)する 通知:住宅改修費受領委任払決定通知書【様式第4号】



工事着工・完成後、被保険者は施工業者に工事費の1割~3割分(自己負担分)を支払う

1割~3割分(自己負担分)とは

- ・対象工事費が20万円以下の場合は、対象工事費に90%~70%を乗じて得た額(小数点以下切捨て)を対象工事費から減じて得た額のこと。
- ・対象工事費が20万円を超える場合には、総支払額から18万円~14万円を減じて得た額のこと。



介護保険課に、住宅改修費の支給申請をする

- 1. 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費受領委任払支給申請書【様式第5号】
 - 2. 被保険者が支払った自己負担分の領収書
 - 3. 当該改修に係る工事費内訳書
- 4. 改修箇所の完成写真
- 5. 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費受領委任払請求書【様式第6号】
- 6. 居宅介護(介護予防)住宅改修費受領委任払に係る委任状【様式第7号】



審査結果を通知し、請求書に記載された施工業者の口座に9割~7割分を振り込む(2ヶ月以内)

